

せいかつ ほ ご 生活保護の

しおり そうだん じ せつめいよう (相談時説明用)

ざま し ふくしじむしょ せいかつ えんごか
座間市福祉事務所 生活援護課

〒252-8566

ざま し みどりがおかいちょうめ ばん ごう
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

☎ 046-252-7125 (直通) ちよくつう

FAX: 046-252-7043

げつ きん しゅくじつ のそ
月～金 (祝日を除く)

ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
午前8時30分～午後5時15分



せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度について

○生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回る方（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても最低限度の生活を維持することができない方（世帯）が保護を受けることができます。

○生活保護の目的

生活保護は、その資産や能力を活用しても生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的としています。生活保護は、生活保護法に定める一定の要件のもとに、どなたでも受けることができます（外国籍の方は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について定める一定の要件を満たしている必要があります）。

ただし、暴力団員は保護の要件を満たしませんので、

生活保護を受けることはできません。



生活保護の決め方

生活保護は、世帯単位（同じ家に住んでいる方全員）の原則があります。お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入を比べて、収入が足りない場合に、その足りない部分について生活保護を受けることができます。

※受けられる場合

さい てい せい かつ ひ 最低生活費 せい かつ じゅうたく きょういくふじょうきじゅんがく かさん いちぶ いちじふじょ ふく 生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一部の一時扶助を含む）	
しゅう にゅう 収入 しゅうろうしゅうにゅう ねんきん てあて しおく 就労収入・年金・手当・仕送りなど	せい かつ ほ ご ひ 生活保護費

※受けられない場合

さい てい せい かつ ひ 最低生活費 せい かつ じゅうたく きょういくふじょうきじゅんがく かさん いちぶ いちじふじょ ふく 生活・住宅・教育扶助等基準額（加算・一部の一時扶助を含む）	
しゅう にゅう 収入 しゅうろうしゅうにゅう ねんきん てあて しおく 就労収入・年金・手当・仕送りなど	

しさん のうりよく た ほうりつ きゅうふい かつよう 資産・能力・他の法律による給付などの活用

について

ほご う じぶん も のうりよく はたら のうりよく しさん
保護を受けるときには、自分の持っている能力（働く能力など）、資産
（よちよきん とち など）、その他あらゆるものを自分の生活のために利用するこ
とが必要（ひつよう）です。また、民法上（みんぽうじょう）の扶養義務者（ふようぎむしや）（配偶者（はいぐうしや）・直系親族（ちよっけいしんぞく）（父母（ふぼ）・祖父母（そふぼ）・子（こ）・孫（まご））・兄弟姉妹（きょうだいしまい）・その他（た））（とくべつ かんけい）にある親族（しんぞく）などからの援助（えんじょ）や他の
ほうりつ きゅうふい かつよう かのう ばあい
法律（ほうりつ）などによる給付（きゅうふい）などの活用（かつよう）が可能な場合（かのう ばあい）には、それら（ゆせん）を優先（かつよう）して活用（かつよう）して
いただきます。



① しさん かつよう 資産の活用について

● とち かおく げんざいきよじゅう ばあい げんそく ほゆう みと
土地（とち）・家屋（かおく）は、現在（げんざい）居住（きよじゅう）している場合（ばあい）は原則（げんそく）として保有（ほゆう）を認め（みと）られます（た
だし、ようほごせたいむ ふどうさんたんぽがたせいかつしきん りよう かのう かつ
ただし、要保護（ようほごせたいむ）世帯（せたい）向け（むけ）不動産（ふどうさん）担保（たんぽ）型（がた）生活（せいかつ）資金（しきん）の利用（りよう）が可能（かのう）な方（かた）については、
とうがいかしつけしきん りよう せいかつ ほご てきよう ゆうせん しさん かつ たか
当該（とうがい）貸付（かひ）資金（しきん）の利用（りよう）が生活（せいかつ）保護（ほご）の適用（てきよう）より優先（ゆうせん）されます（しさん かつ たか）が、資産（しさん）価値（かち）が高い
ばあい ばいきやく ひつよう つきじゅうたく ほゆう げんそく みと
場合（ばあい）には売却（ばいきやく）する必要（ひつよう）があります（つきじゅうたく ほゆう げんそく みと）。なお、ローン（ろん）付（つ）住宅（たく）の保有（ほゆう）は原則（げんそく）認め（みと）ら
れませんが、まいつき しらいがく きかん みと ばあい
れませんが、毎月（まいつき）の支払（しらいがく）額（がく）・期間（きかん）により認め（みと）られる場合（ばあい）もあります（まいつき しらいがく きかん みと ばあい）ので、ご相
だん
談（だん）ください。

● たはた さんりん げんや しさん かつ たか ばあい こうさく じぎょうよう しょくりんじぎょう
田畑（たはた）・山林（さんりん）・原野（げんや）は、資産（しさん）価値（かち）が高い（たか）場合（ばあい）または耕作（こうさく）や事業（じぎょう）用（よう）（しょくりんじぎょう
のそ かつよう ばあい げんそく ほゆう みと
除（のそ）く）などに活用（かつよう）していない（ばあい）場合は、原則（げんそく）として保有（ほゆう）を認め（みと）られません（のそ かつよう ばあい げんそく ほゆう みと）ので、
しよぶん せいかつひ あ いったい じょうけん み ほゆう みと
処（しよぶん）分（ぶん）して生活（せいかつ）費（ひ）に充（あ）ててください（しよぶん せいかつひ あ）。ただし、一定（いったい）の条（じょう）件（けん）を満（み）たせば保有（ほゆう）が認め
らる（らる）場合（ばあい）もあります（らる 場合（ばあい））ので、ご相（そう）談（だん）ください。

●自動車、125cc超えるのバイクの保有・使用・借用は、原則として認められません。ただし、勤務先で運転する必要がある場合や、障がいのある方が通勤・通院用で使用される場合などには認められることもあります。125cc以下のバイクおよび原動機付自転車については、一定の条件を満たせば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●貴金属・債権等は、処分して生活費に充ててください。

●解約返戻金が出る保険は、原則として解約して返戻金を生活費に充ててください(一定の条件を満たせば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください)。学資保険については、解約返戻金が発生する場合でも50万円以下であれば保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。

●持っている現金や預貯金は、生活費に充ててください。

② 能力の活用について

●働ける方は、能力に応じて働いてください。(高校生を除く16歳から64歳まで)

③ 扶養義務者の扶養について

●民法上の扶養義務者(配偶者・直系親族(父母・祖父母・子・孫)、兄弟姉妹・その他・特別な関係にある親族)から援助を受けることができる場合は、そちらが優先されます。

④ 他の法律による給付など

●他の社会保障制度(年金・手当・労災・失業保険等)で利用できるものは、まずはこれらを利用することが必要です。

生活保護を受けるまでの流れ

① 相談

生活保護の相談をされるときは福祉事務所に相談をしてください。お聞きした内容についての秘密は厳守しますので安心してお話してください。

② 申請

生活保護の申請ができる方は、本人か扶養義務者又は同居の親族となっています。申請は福祉事務所でいきなり、申請書類に必要事項を記入していただきます。なお、事実と違った申請をし、不正な手段により保護を受けた場合は法律により罰せられることがあります。

※マイナンバーは、調査の実施や照会の回答に利用することがあります。

③ 調査

申請が終わると以下の調査をいたします。

● 実地調査：調査担当員があなたのお宅に訪問して生活歴を聞き、間取りや家財道具を確認します。

● 資産調査：銀行や生命保険会社等に照会文書を出して資産の保有状況を確認します。

● 病状調査：主治医を訪問してあなたの病状について確認します。

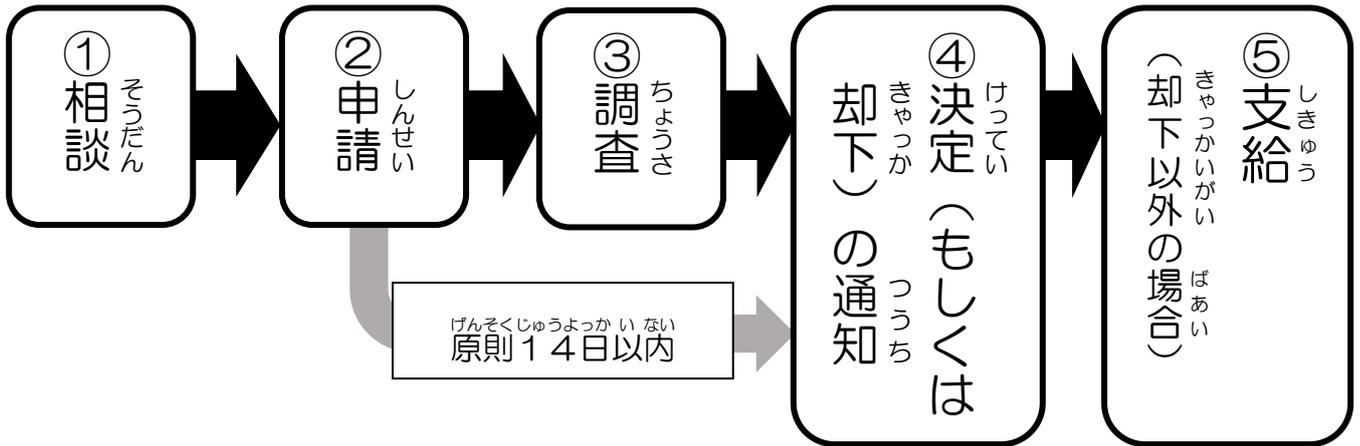
● 扶養義務調査：民法上の扶養義務者（夫婦・両親及び子ども・兄弟姉妹）のお宅に訪問又は、照会文書を送付する場合があります。

④ 決定

上記の調査結果を総合的に判断して生活保護が必要かどうかの決定をします。

原則として申請を受け付けてから14日以内（必要な調査に時間がかかった

場合には30日以内）に決定（もしくは却下）のご連絡をします。



※②申請から④決定までの間に医療機関を受診する場合には、受診前までに

福祉事務所にご相談ください。福祉事務所が閉庁している期間に受診の際に

は、医療機関に現在生活保護申請中であることを伝え、受診の相談をしてく

ださい。また、受診後はその旨を福祉事務所へご連絡ください。

福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止または廃止等の決定

内容に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か

月以内に神奈川県知事に対して不服申立て（審査請求）をすることができます

す。※日本国籍を有していない方は審査請求できません。

次回お持ちいただきたい資料

※以下資料がなくても申請は可能ですが、円滑な調査のためご協力をお願いします。

<input type="checkbox"/>	健康保険等に加入している方	加入している国民健康保険証・社会保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険証
<input type="checkbox"/>	預貯金がある方	お持ちのすべての銀行等の通帳。通帳がなければキャッシュカード。 ※通帳は直近の取引が記載されているもの
<input type="checkbox"/>	アパート等の借家にお住まいの方	家賃貸借契約書、何月分まで家賃を払ったか分かる書類
<input type="checkbox"/>	生命保険に加入している方	生命保険や学資保険等の証書
<input type="checkbox"/>	働いている方	直近3か月分の給与明細書
<input type="checkbox"/>	雇用保険受給している方	雇用保険受給資格者証
<input type="checkbox"/>	年金や手当を受給している方	直近の年金通知はがき・年金手帳・年金証書、支払通知書など 児童手当決定通知書・児童扶養手当証書など
<input type="checkbox"/>	持家等の不動産をお持ちの方	登記簿謄本・固定資産税納税通知書など
<input type="checkbox"/>	外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書・パスポートなど
<input type="checkbox"/>	各種手帳をお持ちの方	母子手帳・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
<input type="checkbox"/>	各種医療助成制度適用の方	自立支援医療受給者証・指定難病医療受給者証・ひとり親家庭医療費助成受給証・心身障害者医療費助成受給票
<input type="checkbox"/>	親族の情報が分かるもの	配偶者・直系血族（あなたや申請する家族からみて父母・祖父母・子ども・孫）および兄弟姉妹などの名前・生年月日・住所・電話番号
<input type="checkbox"/>	印鑑	認め印（スタンプ式は不可）
<input type="checkbox"/>	その他	